

五泉市特定事業主行動計画の実施状況及び五泉市における女性の活躍状況の公表（令和7年6月）

五泉市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき「五泉市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、五泉市における女性の活躍状況を公表いたします。

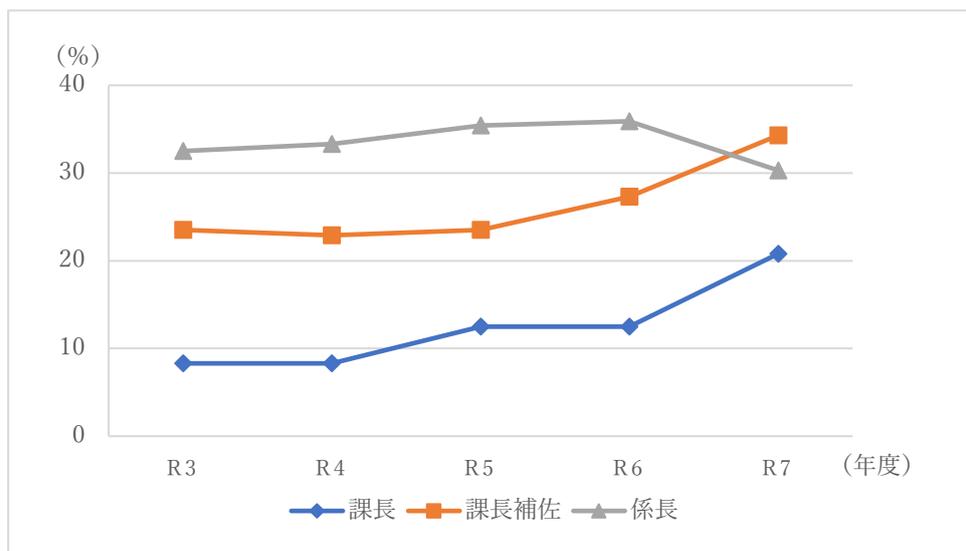
《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

職 種	令和7年度
事務職	58.3%
保健師	100.0%
消防士	0.0%

(2) 各役職段階に占める女性職員の割合

役 職	目 標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	伸び率 (R7-R3)
係長以上	35.0%	25.9%	26.3%	28.5%	29.6%	29.6%	3.7 割
課長		8.3%	8.3%	12.5%	12.5%	20.8%	12.5 割
課長補佐		23.5%	22.9%	23.5%	27.3%	34.3%	10.8 割
係長		32.5%	33.3%	35.4%	35.9%	30.3%	▲2.2 割



《職業生活と家庭生活との両立に資する制度の概要》

(1) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	目 標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男性	30%以上	7.7%	0.0%	0.0%	62.5%
女性	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○取得期間の状況（令和6年度）

【男性職員】

- ・ 5日未満： 0.0%
- ・ 2週間以上1月未満： 20.0%
- ・ 半年以上1年未満： 0.0%
- ・ 5日以上2週間未満： 0.0%
- ・ 1月以上半年未満： 80.0%
- ・ 1年以上： 0.0%

【女性職員】

- ・ 1年未満： 0.0%
- ・ 1年半以上2年未満： 33.3%
- ・ 1年以上1年半未満： 33.3%
- ・ 2年以上： 33.4%

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

	目 標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
配偶者出産休暇取得率	100%	30.8%	20.0%	100.0%	12.5%
育児参加のための休暇取得率	50%	7.7%	30.0%	50.0%	37.5%
上記休暇のいずれかの取得率		30.8%	40.0%	100.0%	37.5%
上記休暇の5日以上取得率		7.7%	20.0%	33.3%	12.5%

(3) 職員1人当たりの月平均時間外勤務時間

目 標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6時間以内	7時間	8時間	6時間	8時間

(4) 年間の時間外勤務時間が360時間を超えた職員数（令和6年度）： 4名

(5) 年次有給休暇の取得状況

① 10日以上取得する職員の割合

目 標 (R7年度)	R3年	R4年	R5年	R6年
80%以上	44.7%	47.0%	47.0%	53.9%

② 令和6年1月1日～令和6年12月31日の取得状況

i) 平均取得日数(20日以上付与された者に限る) : 11.2日

ii) 取得日数が5日未満の割合 : 11.4%